

和泉市後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体が行う学術、芸術、スポーツ、社会教育、商業、産業、福祉保健、地域振興等の事業について、別に定めがある場合を除くほか、和泉市（以下「市」という。）の後援名義の使用を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる名義)

第2条 後援名義の使用を承認する名義は、「和泉市」とする。

(申請)

第3条 後援名義を使用しようとする事業（以下「申請事業」という。）を行う団体（以下「主催者」という。）は、次に掲げる書類をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)和泉市後援名義使用承認申請書（様式第1号）

(2)事業の内容を記載した書類及び事業に関する収支予算書

(3)団体の実態を明らかにする書類（会則、規約等）

(4)その他市長が必要と認める書類

2 申請事業の申請は、原則として後援名義を使用する日の30日前までに行わなければならない。

3 申請事業は、申請後1年以内に実施される事業とする。ただし、市長が申請事業の実施の準備に日数を要すると認める場合は、この限りでない。

(承認の要件)

第4条 市長は、次に掲げる要件を満たす団体に対し、後援名義の使用を承認することができる。

(1) 主催者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

ア 国又は地方公共団体

イ 福祉関係団体

ウ 和泉市教育委員会が所管する団体

エ 公益法人その他市長が適切と認める主催者

(2) 主催者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 主催者の存在が明確であること。

イ 主催者の事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。

ウ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。

エ 主催者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ 事業内容が他の団体の同種の事業と競合し、和泉市の後援名義を使用することにより混乱が生じるおそれがないこと。

カ 過去に承認を行っている場合、事業実績報告において本条の基準を全て満たしていると認められること。

(3) 申請事業は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 和泉市の推進する事務又は事業に関連するもので、公共の福祉に寄与する事業であること。

イ 営利性が認められない事業であること。

ウ 主催者の内部行事でない事業であること。

エ 開催地が市内又は市外にかかわらず、和泉市民が参加可能な事業であること。

オ 入場料、出品料、参加料等が参加者に過度の負担とならない事業であること。

カ 開催場所は、公衆衛生や災害防止について十分な措置が講じられていること。

キ 宗教活動又は政治活動でない事業であること。

ク 申請事業の登壇者、発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること。

(承認)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認を決定したときは和泉市後援名義使用承認通知書(様式第2号)により申請した団体の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際して、必要により条件を付するものとする。

(不承認)

第6条 市長は、後援名義の使用を適正でないと認めたときは、主催者に対し、和泉市後援名義使用不承認通知書(様式第3号)により、承認しない理由を明記して通知するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定により承認した申請事業(以下「後援事業」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

(1)虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2)承認の基準を満たさなくなったとき。

(3)許可の条件を履行しなかったとき。

(4)その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 市長は、前項により許可を取り消したときは、和泉市後援名義使用承認取消通知書(様式第4号)により主催者に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第8条 主催者は、後援事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業内容変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、事業内容変更承認可否決定通知書

(様式第6号)により、申請した団体の代表者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認の決定をする場合は、必要に応じて条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定により不承認の決定をする場合は、その理由を明記して通知しなければならない。

(事業実績の報告)

第9条 後援事業の主催者は、後援事業終了後、速やかに収支決算書を添付し、事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(調整事項)

第10条 後援名義の申請及び承認については、当該事業を主管する課が行うものとし、承認に際しては和泉市事務決裁規程(昭和53年和泉市訓令第3号)によるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用承認について必要な事項は、別に定める。

附則(平成24年7月25日)

1 この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

2 商工労働室における和泉市後援名義使用承認の取扱いに関する要領(平成23年12月14日施行)及び和泉市後援名義の使用許可に関する取扱要領(平成22年6月1日施行)は、廃止する。

附則(令和3年3月31日)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和5年2月7日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の和泉市後援名義使用承認事務取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に申請のあったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。